

いきいき国民健康保険

忘れていませんか 加入脱退手続き

市民課

国民健康保険料は、国保の被保険者資格をもつ月数に応じて計算します。年度の途中で国保に加入または脱退した場合は、

①4月からの1年間で、世帯員ごとに被保険者の資格がある（または予定）月数を計算。

②①の月数を12で割って得た月割額の世帯合計が保険料年額（10円未満切り捨て）になります。

年度の途中での資格や所得・資産の変動による保険料の変更は、翌月の中旬までに世帯主に変更を通知します。

国保資格・所得・資産の異動は、確認した日までさかのぼります。そのため、届出が遅れると、一度に保険料の支払いが生じることもあります。

加入脱退手続きはできる限り早めに国保医療係または各出張所で済ませてください。

老人医療受給者は、国保資格・健康保険、共済組合等保険証の記号番号など、記載事項に変更が生じれば全て届出が必要です。

◆問い合わせ

国保医療係 ☎ 1130

ご協力ください

社会を明るくする運動

福祉課

7月は、「社会を明るくする運動」1月間です。

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

本市でも、少年の健全育成に強い影響力を持つ家庭、学校、職場及び地域が一体となって、失われつつある連帯感を強め、

犯罪を生まない環境づくりに向けた運動を展開します。

『ふれあいと対話が築く明るい社会』

○家庭ではお互いの対話をと

として温かく明るい環境づくり

○学校では夏休みの健全な過ごし方について地域で話し合い

○職場では働きやすい職場づくりや積極的な声かけ等の実施

◆問い合わせ

障害福祉係 ☎ 1155

シリーズ 介護保険 ⑤

介護保険の施設サービスとは



問

私は90歳の姑と、2人暮らしをしている73歳の者です。姑は10年前に、自宅で転んで骨折し、寝たきりとなってしまいました。

以来、ホームヘルパー、デイサービスなどの福祉サービスを利用しながら、自宅で介護してきました。最近腰痛がひどくなり、介護するのが困難になってきて、施設入所を考え始めています。介護保険が始まった場合、どんな施設が、利用出来るのですか。

答

要介護状態と認定されると、施設介護サービスの対象となります。この場合、介護保険法が定める施設で「施設介護サ

ス」を利用することが出来ます。サービスには、次の3種類があります。

①介護福祉施設サービス

都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所して、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話を受けることができます。



②介護保健施設サービス

介護老人保健施設（老人保健施設）で行われるサービスの。入所して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活上の世話などを受けることができます。



訓練、日常生活上の世話などを受けることができます。

③介護療養施設サービス

都道府県知事が指定する介護療養型医療施設で行われるサービス。療養型病床群、老人性痴呆疾患病床、介護力強化病院などの「介護療養型医療施設」に入院し、療養、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他、必要な医療を受ける。



7月30日から、「介護保険相談コーナー」を開設します。ご利用ください。

◆問い合わせ

福祉課介護保険係

☎ 1158